

参加無料
定員100名
 ※駐車場は有料

経営者セミナー

【日時・会場】

5月8日(火)

16:15 ~ 18:30

ぎふメディアコスモス [かんがえるスタジオ]

住所：岐阜県岐阜市司町 40 番地 5

【タイムスケジュール】

16:15 ~ 16:40 講師：税理士法人 NEXT 馬淵智幸

第一部「中小企業支援施策」～認定支援機関の活用～

16:45 ~ 18:30 講師：愛知工業大学大学院 客員教授 柘植映二

第二部「輝かしい未来を切り拓くために」～各年代(職層)に期待するもの～



講師プロフィール



柘植 映二 氏

愛知工業大学大学院 客員教授
 (有)柘植クリエイティブオフィス 代表取締役
 ハビックス(株) 取締役

1937年生まれ。
 1961年トヨタ自動車入社。経営企画・生産管理・車両生産準備・工場企画・工場建設・欧米事業企画・海外生産準備並びに生産部門などの各業務に携わる。
 1989年トヨタ車体取締役就任。1998年同社取締役副社長就任。
 2002年トヨタ車体精工代表取締役社長就任。
 2004年柘植クリエイティブオフィスを設立。
 2015年ハビックス社外取締役。同年工業化成会長。

お申し込みはお電話にて ☎058-275-3555

税理士法人NEXT 〒500-8364 岐阜市本荘中ノ町1丁目1番地 担当/三浦・石川



経友会
 KEIYUKAI

VOL.324.MAY.2018
 〒500-8364
 岐阜市本荘中ノ町1丁目1番地



税理士法人

NEXT

TEL. 058-275-3555(代)



社会保険労務士法人

NEXT

FAX. 058-275-3556

E-Mail. info@next-zei.jp



株式会社

NEXT岐阜

E-Mail. Sharoushi@next-zei.jp

TEL. 058-275-3550(代)

FAX. 058-275-3557

E-Mail. info@next-gifu.jp

平成30年度税制改正で事業承継税制が新しくなりました

◇特例事業承継税制の創設の流れ

中小企業者の年齢のピークが今や69歳になろうとしています。中小企業の廃業数も急増しており、事業承継を急がなければ、日本の経済を底辺から支えている中小企業の技術やノウハウが消失してしまう可能性があります。このような背景の中で、平成30年度の税制改正において、新しい「特例事業承継税制」が創設されました。

◇現行の事業承継税制の問題点

現行の事業承継税制は、現経営者から相続や贈与により後継者が取得した自社株式に対する相続税や贈与税の納税が、猶予される制度です。しかし現行の事業承継税制は次のような問題点があり、適用する中小企業がなかなか増えず、結果事業承継が進まない一因となっていました。

- ① 相続税は約53%、贈与税は約67%しか納税が猶予されず、納税問題が付きまとう。
- ② 相続や贈与後5年間は従業員の雇用を平均80%以上維持しないと納税猶予が解除される。
- ③ 現経営者から1人の後継者にしか事業承継が出来ない。

◇現行の事業承継税制と新しい特例事業承継税制の違い

現行の事業承継税制の問題点を受け、特例事業承継税制は下記の通り変更となりました。

| 項目 | 現行の事業承継税制 | 特例事業承継税制 |
|-------------|--------------|---------------------|
| 対象株式 | 発行済株式総数の3分の2 | 全株 |
| 相続時の猶予対象評価額 | 80% | 100% |
| 雇用確保要件 | 5年平均80%維持 | 実質撤廃 |
| 贈与等を行う者 | 先代経営者のみ | 複数株主 |
| 後継者 | 後継経営者1人のみ | 後継経営者3人まで |
| 廃業等した場合 | 納税猶予額の全額支払い | 廃業時の株価で納税猶予額を再計算し納税 |
| 承継計画の提出 | 不要 | 要 |

① 相続税及び贈与税の全額が納税猶予の対象に

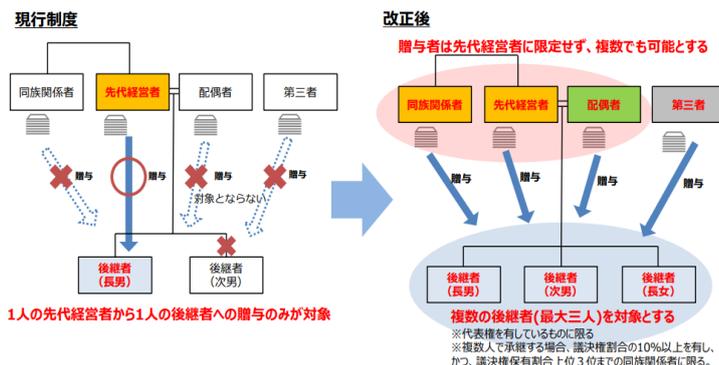
現行の事業承継税制では相続税で約53%、贈与税で約67%の金額しか納税猶予が適用できませんでしたが、特例事業承継税制では相続税、贈与税とも全額を納税猶予することが可能となりました。これにより、自社株の承継時における納税の心配が無くなりました。

② 雇用維持要件の実質撤廃

現行の事業承継税制では相続や贈与後5年間は、従業員の雇用を80%以上維持することが要件となっており、80%を下回った場合は納税猶予が解除され、多額の納税が発生していました。特例事業承継税制においても雇用の80%以上維持するという要件は継続されますが、5年後に雇用が80%未満となった場合においても、雇用を維持できない理由を記載した書類を提出することによって納税猶予が継続できることとなりました。そのため、雇用維持要件は実質撤廃されたと言えます。

③ 複数の株主から複数の後継者への事業承継

現行の事業承継税制では先代経営者から後継者への1対1の事業承継しか適用が出来ませんでした。特例事業承継税制については、贈与者は先代経営者のみならずその配偶者、同族関係者、第三者が対象となり、受贈者も最大3名までの後継者を対象とすることが出来ます。結果幅広い事業承継が可能となります。

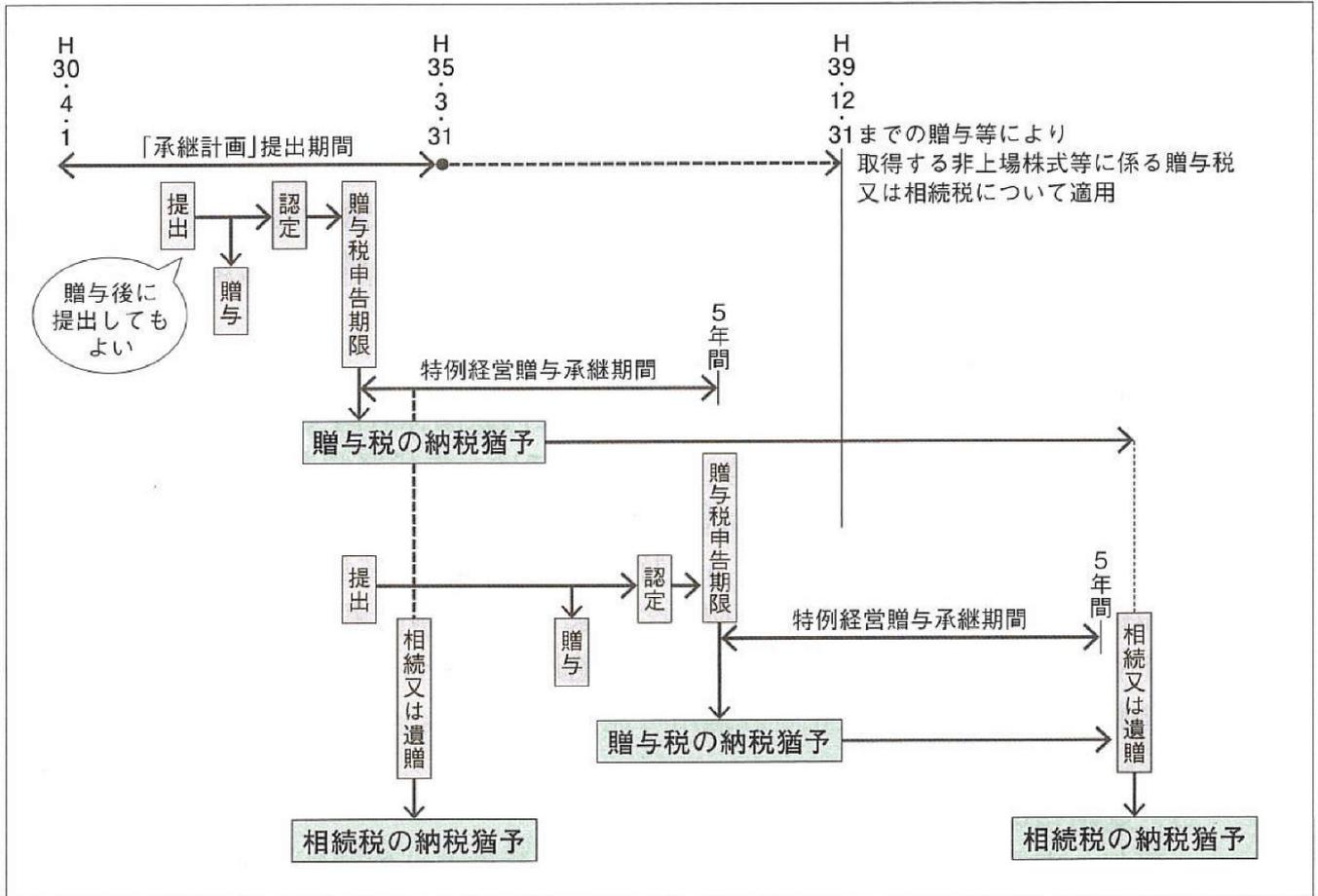


◇「承継計画」を提出することが条件

現行の事業承継税制の問題点を改善した特例事業承継税制ですが、適用を受けるためには「承継計画」を平成35年3月31日までに都道府県に提出する必要があります。

「承継計画」を平成35年3月31日までに提出した場合、平成39年12月31日までの相続、贈与について特例事業承継税制を適用することが出来ます。もし平成35年3月31日までに「承継計画」を提出しなかった場合、特例事業承継税制は全く受け取ることが出来なくなるため注意が必要です。

■ 承継計画の提出・認定・贈与・相続の関係図



「承継計画」には先代経営者と後継者の氏名、事業承継を行う時期や経営上の課題、経営計画を記載する必要があります。また、認定経営革新等支援機関の指導・助言を受けて作成する必要があります。あくまで将来の事業承継の予定を記載する計画書であり、計画書通りに事業承継を行わないといけないということではありません。



現在、中小企業庁のHPに「承継計画」が掲載されています。また、夏ごろを目安に「承継計画」のマニュアルが公表される予定となっています。この機会に自社の事業承継について検討していただき、平成39年12月31日までに事業承継を行う予定であれば、ぜひ「承継計画」の作成を進めていただければと思います。

**税理士法人NEXTでは「承継計画」の作成支援を行っております。
不明点、ご質問については各担当者が事業承継支援室までご連絡ください。**

システム導入やWEBサイトをご検討の方へ

6月上旬 公募1次締切

IT導入補助金のお知らせ

最大50万円の補助金が
受け取れるチャンスです！

※中小企業・小規模事業者の皆さまが活用できる補助金です。

NEXT岐阜への受付締切

5月末まで!

各種業務システム・POS導入

WEBサイト制作

消費税増税、新元号による
システム構築なども対応

IT導入補助金とは？

財務・販売・顧客管理などのシステム全般やWEBサイトなどのITツールを
組み合わせて、**売上UP・業務効率UP**を目指すための補助金です。

こんな方にオススメ!!

- システムを導入したいが、お得に始めたい
- 自社の生産性を向上させたい
- 申請などもサポートしてほしい
- 集客拡大・販売促進などを行っていききたい

予算総額500億円!!

補助金の上限&下限額・補助率

| | |
|-----|-------|
| 上限額 | 50万円 |
| 下限額 | 15万円 |
| 補助率 | 1/2以下 |

NEXT岐阜では、ITツールの説明・導入・運用や申請までサポートします！ぜひ一度ご相談ください。

NEXT
G I F U

株式会社NEXT岐阜 システムソリューション事業部

岐阜市本荘中ノ町1-1 <http://next-gifu.jp> **問合せはコチラ↓**
メールアドレス info@next-gifu.jp **TEL:058-275-3550**



新入社員紹介

税理士法人 NEX Tに新入社員が仲間入り致しましたので、ご紹介させていただきます。
精一杯頑張りますのでよろしくお願い致します。

みずき だいち
水木 大地

- ・生年月日…平成8年1月2日(やぎ座)
- ・趣味…バレーボール、スノーボード
- ・社会人になって思うこと…今まで学んできた全ての事が無駄ではなかったと気づいた
- ・今後の抱負…信頼される社会人になる
- ・今一番やってみたいこと…ゴルフ



HOTなニュース♥ 宇次原 伸さん 結婚しました!!

税理士法人 NEX Tの宇次原 伸さんが3月24日にめでたく結婚しました!!
馴れ初めや、結婚式のお話を根掘り葉掘り聞いてあげてください(*^-^*)



事務所営業日

5

MAY

2018

| SUN | MON | TUE | WED | THU | FRI | SAT |
|-----|-----|--------------|-------------|------------|------------|---------------|
| | | 1 | 2 | 3 憲法記念日 | 4 みどりの日 | 5 こどもの日 |
| 6 | 7 | 8 経営者セミナー | 9 若手サークル | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 相続税セミナー |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | | |

【編集委員】大塚・浅野・東谷・可児・下斗米